二十五歳以上三十歳未満	五、六二二円	一三、六四四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一六円	一六、一四一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三二円	一八、五四八円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四六円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六六円	二四、四七二円
五十歳以上五十五歳未満	六、四八四円	二五、〇一三円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一五円	二三、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八六円	一九、八三〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三八六円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九四四円

○厚生労働省告示第四百四十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十四年八月から平成二十五年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十四年八月一日から平成二十五年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位％）
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	20,137
昭和23年４月１日から昭和24年３月31日まで	7,323
昭和24年４月１日から昭和25年３月31日まで	4,060
昭和25年４月１日から昭和26年３月31日まで	3,504
昭和26年４月１日から昭和27年３月31日まで	2,865
昭和27年４月１日から昭和28年３月31日まで	2,472
昭和28年４月１日から昭和29年３月31日まで	2,177
昭和29年４月１日から昭和30年３月31日まで	2,054
昭和30年４月１日から昭和31年３月31日まで	1,965
昭和31年４月１日から昭和32年３月31日まで	1,854
昭和32年４月１日から昭和33年３月31日まで	1,789
昭和33年４月１日から昭和34年３月31日まで	1,763
昭和34年４月１日から昭和35年３月31日まで	1,656
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	1,558
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,394
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,254
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,130
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,020
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	934
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	847
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	763
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	675
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	591
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	508
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	445
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	385
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	324
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	261
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	222
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	200
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	182
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	173
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	163
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	154
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	147
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	140
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	136
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	132
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	128